

那覇市公報

第 1 6 7 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則
(こどもみらい課) 1048
- 那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(こどもみらい課) 1051
- 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則
(こどもみらい課) 1056

◇告 示◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 1059
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) 1060
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 1061
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について (保護管理課) 1062
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) 1063
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課) 1064

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1065
---	------

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	1066
○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課） ...	1067
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1068
○那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱について （平和交流・男女参画課）	1069

◇教育委員会規則◇

○那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則	1074
-------------------------------------	------

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程	1076
--	------

◇選挙管理委員会告示◇

○期日前投票所について	1078
○期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について	1079
○投票所について	1080
○投票管理者及び同職務代理者の住所・氏名等について	1081
○投票所の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について	1082
○開票の場所及び日時について	1083
○開票管理者及び同職務代理者の住所及び氏名等について	1084
○開票立会人のくじを行う日時及び場所について	1085
○投票を行わないこととなった旨について	1085

○選挙人名簿の縦覧場所について……………	1086
○在外選挙人名簿の縦覧場所について……………	1086

規 則

那覇市規則第43号

平成28年 7 月 28 日

公 布 済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後規則の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る改正後規則第2条第2項第3号の利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る同号の利用者負担額については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分					利用者負担額の月額(円)		
階層区分		定義			第1子の1号認定園児又は2号認定園児	第2子の1号認定園児又は2号認定園児	第3子の1号認定園児又は2号認定園児
[略]							
第3階層	3A	市町村民税の所得割	所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	10,900	5,400	[略]
	[略]	の課税		[略]			
[略]		世帯	[略]				
備考							
1～8 [略]							

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分	利用者負担額の月額(円)
----------------------------	--------------

層区分							
階層区分		定義		第1子の1号認定園児又は2号認定園児	第2子の1号認定園児又は2号認定園児	第3子の1号認定園児又は2号認定園児	
[略]							
第3階層	3A	市町村民税の所得割の課税世帯	所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	5,400	0	[略]
	[略]			[略]			
[略]		世帯	[略]				
備考							
1～8 [略]							
9 市町村民税の所得割の課税額が77,100円以下である世帯において、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる場合における利用者負担額については、次の各号に掲げる区分に該当する1号認定園児又は2号認定園児を、それぞれ当該各号に定めるものとみなして、この表を適用する。							
(1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 第6項の第1子							
(2) 前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 第7項の第2子							
(3) 前2号に該当する者以外の者 前項の第3子							

那覇市規則第44号

平成28年 7 月 28 日

公 布 済

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後規則の規定は、平成28年4月1日以後の保育の利用に係る保育料について適用し、同日前の保育の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料の月額(円)					
				保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層区分		定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]									
C階層	C1A	A階層を除き、市町村民税の均等割のみの課税世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	12,700	10,800	10,800	12,400	10,600	10,600
	[略]		[略]						
	C2A	A階層を除き、市町村民税の	ひとり親世帯等及び在宅障	15,100	12,700	11,600	14,800	12,400	11,400

		所得割の課税世帯であって、	がい者のいる世帯						
	[略]	その所得割の額が48,600円未満の世帯	[略]						
D 階 層	D1	A階層を除き、市町村民税の	48,600円以上 56,300円未満	19,100	16,700	15,300	18,700	16,400	15,000
	D2	所得割の課税世帯であって、	56,300円以上 65,500円未満	22,900	19,900	19,400	22,500	19,500	19,000
	D3	その所得割の額の区分が次	65,500円以上 84,900円未満	[略]					
	[略]	の区分に該当する世帯	[略]						
備考									
1～9 [略]									
10 B2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。									
(1) 最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額									
(2) 前号以外の児童のうち、最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額に2分の1を乗じて得た額									
(3) 前2号以外の児童 無料									

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料の月額(円)					
				保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層区分	定義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]									
C階層	C1A	A階層を除き、市町村民税の均等割のみの課税世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	<u>6,300</u>	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>6,200</u>	<u>5,300</u>	<u>5,300</u>
	[略]		[略]						
	C2A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	<u>7,500</u>	<u>6,300</u>	<u>5,800</u>	<u>7,400</u>	<u>6,200</u>	<u>5,700</u>
	[略]	その所得割の	[略]						

		額が48,600円未満の世帯								
D階層	D1A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	9,500	8,300	7,600	9,300	8,200	7,500	
	D1B	その所得割の額が48,600円以上56,300円未満の世帯	D1Aに該当する世帯以外の世帯	19,100	16,700	15,300	18,700	16,400	15,000	
	D2A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	11,400	9,900	9,700	11,200	9,700	9,500	
	D2B	その所得割の額が56,300円以上65,500円未満の世帯	D2Aに該当する世帯以外の世帯	22,900	19,900	19,400	22,500	19,500	19,000	
	D3A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	13,200	11,500	10,800	12,900	11,300	10,600	
	D3B	その所得割の額が65,500円以上77,101円未満の世帯	D3Aに該当する世帯以外の世帯	26,400	23,000	21,700	25,900	22,600	21,300	
	D3C	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上84,900円未満	[略]						
[略]			[略]							
備考										
1～9 [略]										
10 この表の規定にかかわらず、B2からD9までの階層区分に該当する世帯において、2人以上の小学校就学前の児童が、同時に、入所等児童(保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する者をいう。以下この項において同じ。)である場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。										

- (1) 入所等児童のうち最年長者(同年齢の入所等児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額
- (2) 前号に該当する者以外の入所等児童のうち最年長者(同年齢の入所等児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 前2号に該当する者以外の保育児 0円
- 11 この表及び前項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が57,700円未満である世帯において、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額
- (2) 前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 前2号に該当する者以外の保育児 0円
- 12 この表及び前2項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満であり、かつ、ひとり親世帯等又は在宅障がい者のいる世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額
- (2) 前号に該当する者以外の保育児 0円

那覇市規則第45号

平成28年 7 月 28 日

公 布 済

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(平成27年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[改正前 別記]	[改正後 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後規則の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

園児の属する世帯等の階層区分					保育料の月額(円)		
階層区分		定義			第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児
[略]							
第3階層	3A	市町村民税の所得割の課税世帯	所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	<u>5,800</u>	<u>2,900</u>	[略]
	3B			3Aに該当する世帯以外の世帯	[略]	<u>6,200</u>	[略]
[略]		[略]					
備考							
1～9 [略]							

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

園児の属する世帯等の階層区分		保育料の月額(円)		
階層区分	定義	第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児
[略]				

第3階層	3A	市町村民税の所得割の課税世帯	所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	2,900	0	[略]
	3B			3Aに該当する世帯以外の世帯	[略]	3,100	[略]
[略]		[略]					

備考

1～9 [略]

10 市町村民税の所得割の課税額が77,100円以下である世帯において、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる場合における園児に係る保育料の額については、次の各号に掲げる区分に該当する園児を、それぞれ当該各号に定めるものとみなして、この表を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 第7項の第1子

(2) 前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 第8項の第2子

(3) 前2号に該当する者以外の園児 前項の第3子

告 示

那覇市告示第 198 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
こずえ薬局	有限会社たお	平成28年 7 月 1 日
那覇市字国場 324 番地		
オリーブ薬局 小緑店	株式会社クリエイトファーマシー	平成28年 6 月 1 日
那覇市田原 3 丁目 1 番地 12 101		
訪問看護ステーション夢	有限会社シルバーケア夢	平成28年 6 月 30 日
那覇市首里当蔵町 2 丁目 16 番地		
安木内科	医療法人想思樹会	平成28年 6 月 1 日
那覇市真嘉比三丁目 13 番 3 号		
ホロス養生クリニック末吉庵	濱田賢治	平成28年 7 月 5 日
那覇市首里末吉町 4 丁目 1 番地 21 宮城ビル 1 階		

那覇市告示第 199 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
友寄歯科医院		平成 28 年 6 月 20 日
所在地 (方書)	ベルベ森山 2 階 (E マンションこあ 2 階)	

那覇市告示第 200 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
安木内科	仲宗根安樹	平成28年 6 月 1 日
那覇市真嘉比三丁目 13 番 3 号		
嘉陽外科	嘉陽宗隆	平成28年 7 月 6 日
那覇市字大道 133 番地		
新垣内科	新垣盛良	平成28年 7 月 11 日
那覇市壺川 1 丁目 14 番地 8		

那覇市告示第 201 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
医療法人寿仁会 クリニック絆	平成 28 年 6 月 1 日
那覇市寄宮二丁目 1 番 18 号 ユートピア沖縄 2 階	

那覇市告示第 202 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービスセンターリバーサイド		平成 28 年 7 月 1 日
所在地	那覇市安里一丁目 1 番 18 号 (那覇市牧志二丁目 9 番 41 号)	
名称	デイサービスセンターリバーサイド (デイサービスセンター三原)	
居宅介護支援事業所 P e a c h		平成 28 年 5 月 3 日
所在地	那覇市字上間 197 番地 2 203 号 (那覇市字上間 374 番地 305 号)	
ホームヘルプ ゆいまーる松川		平成 27 年 3 月 1 日
所在地	那覇市字松川 301 番地 15 (那覇市字松川 301 番地 4)	
居宅介護支援事業所 ゆいまーる松川		平成 27 年 3 月 1 日
所在地	那覇市字松川 301 番地 15 (那覇市字松川 301 番地 4)	

那覇市告示第 203 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 大道中央病院 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション) 那覇市安里一丁目 1 番 37 号	平成28年 8 月 1 日
デイ アビタン 那覇市宇栄原二丁目 9 番 31 号	平成27年 10 月 1 日
小規模多機能型施設城岳 那覇市楚辺二丁目 2 番 32 号	平成28年 8 月 1 日
デイサービス めかる・愛さんさん広場 那覇市銘苅一丁目 18 番 31 号	平成27年 8 月 31 日
医療法人 寿仁会 クリニック絆 (居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導) 那覇市寄宮二丁目 1 番 18 号 ユートピア沖縄 2 階	平成28年 4 月 1 日

那覇市告示第 204 号

平成 28 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

名 称	廃止年月日
所 在 地	
訪問介護サンライズ	平成 28 年 6 月 30 日
那覇市鏡原町 26 番 26-100 号 鏡原マンション	
有限会社 沖縄サンケアネット	平成 28 年 8 月 15 日
那覇市首里山川町 2 丁目 7 番地 5	

公 告

那覇市公告第 189 号

平成 28 年 7 月 28 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 203 号
平成 28 年 8 月 2 日

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 平成 28 年度消防設備保守点検業務委託
- (2) 履行期間 : 契約の日から平成 29 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所 : 汚水処理場、エコマール那覇プラザ棟、リサイクル棟、
し尿等下水道放流施設
- (4) 概 要 : 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検
仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格 : 設けない。

2. 入札参加資格要件 : ※入札公告日までに下記の資格を全て満たすこと。

- (1) 過去 2 年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績が 2 件以上あること。
- (2) 那覇市法制契約課に工事業者の消防設備の業種で登録がなされていること。
- (3) 沖縄県消防設備協会員であること。

3. 入札保証金 : 免除（入札参加条件、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

4. 契約保証金 : 免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号による）

5. 入札説明会等 : 入札説明、現場説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読し不明な点がございましたら、入札案内に従い担当課まで問い合わせ下さい。入札案内及び仕様書、入札書、委任状は那覇市ホームページのクリーン推進課の「お知らせ」よりダウンロードできます。

6. 入札日時 : 入札案内に記載されています。

7. 担当課 : クリーン推進課 管理グループ 喜屋武

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

那覇市公告第 224 号

平成 28 年 8 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 28 年 5 月 25 日 第 H26-01-01 号 那覇市指令都建第 779 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
（仮称）那覇市真地 324 番地共同住宅新築工事 第 2 工区
那覇市真地 324 番地
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市おもろまち 4-19-16
株式会社ここにこ 代表取締役 伊志嶺 恒洋
- 5 検査済証番号
平成 28 年 7 月 15 日 那都建第 253 号
- 6 工事完了年月日
平成 28 年 6 月 29 日

那覇市公告第 225 号
平成 28 年 8 月 15 日

那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱について

那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱を制定したので、次のとおり
公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることは人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、パートナーシップ登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をするを約した、戸籍上の性別が同一である2人の者の社会生活関係をいう。
- (2) パートナーシップ登録 パートナーシップ登録簿(第1号様式)への登録を希望する2人の者(以下「申請者」という。)の申請について、市長が第5条第1項の規定による登録を行うことをいう。
- (3) 共同生活 日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に、相互に協力し合う2人の者の関係をいう。

（申請者の要件）

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であることを要する。

- (1) 双方が20歳以上であること。
- (2) 住所につき、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。
 - ア 双方に現に配偶者がいないこと。
 - イ 双方に現に申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。

（申請の方法）

第4条 申請者は、那覇市パートナーシップ登録申請書(第2号様式。以下「登録申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長が指定する場所に申請者の双方が同時に来所して、市長に申請する。

- (1) 住民票抄本(個人)
- (2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方が外国籍を有する等これを提出できない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

3 申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(パートナーシップ登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請について、申請者がパートナーシップの関係にあると認めるときは、当該関係についてパートナーシップ登録簿への登録を行うものとする。ただし、第3条第2号イ又はウに該当する場合の申請に係る登録については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第3条第2号イに該当する場合の登録については、市長が認める期間内に、申請者の一方が市内への転入をしたことを証する住民票抄本(個人)の提出がないときに、パートナーシップ登録を削除する。
- (2) 第3条第2号ウに該当する場合の登録については、市長が認める期間内に、申請者の双方が市内への転入をしたことを証する住民票抄本(個人)の提出があったときに、パートナーシップ登録を行う。

2 前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

(登録証明書の交付等)

第6条 市長は、前条第1項の規定によりパートナーシップ登録を受けた2人の者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ登録証明書(第3号様式。以下「登録証明書」という。)を交付する。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書の再交付を求めるときは、那覇市パートナーシップ登録証明書等交付申請書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)により、市長に申請することができる。

(登録の事実に関する証明)

第7条 登録者が、パートナーシップ登録を受けた、又は削除された事実について証明を求めるときは、交付申請書により、那覇市パートナーシップ登録に関する事実証明書(第5号様式。以下「事実証明書」という。)の交付を受けることができる。

(届出及び返還)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市パートナーシップ登録の事実に関する届(第6号様式)により、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
- (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
- (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
- (4) 登録者の一方が死亡したとき。

2 前項第2号又は第3号に基づく届出を行う登録者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合であって、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

(登録の変更、削除等)

第9条 市長は、前条第1項第1号に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録簿の記載内容を変更する。

2 市長は、前条第1項第2号から第4号までに基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を削除する。ただし、前条第2項ただし書に規定する一時的転出に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を削除することができる。

- (1) 第2条第1号又は第3条各号(同条第1号及び第2号ウを除く。)に定める要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
- (3) 登録証明書又は事実証明書を不正に利用したとき。

4 前項の規定によりパートナーシップ登録を削除された者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

(通称名の使用)

第10条 性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップ登録に

おける氏名について通称名を用いることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ登録の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第7号

平成28年7月25日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 神 村 洋 子

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則（平成2年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条・第1条の2）</u> <u>第2章 学年、学期及び休業日（第2条—第4条）</u> <u>第3章 教育活動（第5条・第6条）</u> <u>第4章 児童・生徒の取扱い（第7条—第15条）</u> <u>第5章 教材の取扱い（第16条—第19条）</u> <u>第6章 組織編制（第20条—第31条の2）</u> <u>第7章 施設、設備及び備品の管理（第32条—第37条）</u> <u>第7章の2 学校予算（第37条の2・第37条の3）</u> <u>第8章 職員の服務（第38条）</u> <u>第9章 雑則（第39条—第42条）</u> <u>付則</u> <u>（学校事務連携室）</u> <u>第31条の2 学校における事務を共同で実施することにより当該事務の効率化を図るとともに、事務職員の資質の向上及び学校の運営に係る支援に資するため、教育長が別に定めるブロック単位ごとに、学校事務連携室を置く。</u> <u>2 学校事務連携室に室長を置く。</u> <u>3 前2項に規定するもののほか、学校事務連携室の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u> （目的外使用） 第35条 学校の施設、設備及び備品を社会教育その他公共のために使用させることについては、那覇市立学校施設の使用に関する規則（昭和49年那覇市教育委員会規則第1号）、那覇市立学校施設の開放に
	（目的外使用） 第35条 学校の施設、設備及び備品を社会教育その他公共のために使用させることについては、那覇市立学校施設の使用に関する規則（昭和49年那覇市教育委員会規則第1号）、那覇市立学校施設の開放に

関する規則（平成12年那覇市教育委員会規則第10号）及び <u>那覇市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和59年那覇市教育委員会規則第4号）</u> の定めるところによる。 <u>（学校職員の服務に関する事項）</u> 第38条　〔略〕 <u>（規則の施行）</u> 第42条　〔略〕	関する規則（平成12年那覇市教育委員会規則第10号）及び <u>那覇市立学校体育施設の開放に関する規則（平成21年那覇市教育委員会規則第19号）</u> の定めるところによる。 第38条　〔略〕 <u>（委任）</u> 第42条　〔略〕
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第 3 号
平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
公 表 済

那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長　渡 慶 次 克 彦

那覇市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校事務連携室の室長に委任する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則（平成2年那覇市教育委員会規則第1号）第31条の2第2項に規定する学校事務連携室の室長に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第2条 教育長は、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）第2条の規定により市が処理することとされた事務を前条の室長に委任する。

2 前項の規定にかかわらず、前条の室長は、委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第3項」とする。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 35 号

平 成 2 8 年 7 月 2 5 日

掲 示 済

期日前投票所について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票所の場所及び期間について、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 48 条の 2 第 3 項読替え規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

期日前投票所

投票所に充てる施設の名称	所在地	期間
那覇市選挙管理委員会 (那覇市役所本庁舎 12 階)	那覇市 泉崎 1 丁目 1 番 1 号	平成28年 7 月 26 日 ～ 平成28年 8 月 2 日 午前 8 時 30 分～午後 8 時

那覇市選挙管理委員会告示第 36 号

平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票の投票管理者又はその職務を代理すべき者の選任について、漁業法施行令第 5 条第 5 項及び第 9 条において準用する公職選挙法施行令第 49 条の 7 の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

期日前投票管理者

氏名	期間
古川 宰也	平成28年 7 月 26 日
與那嶺 高人	平成28年 7 月 27 日
大城 初男	平成28年 7 月 28 日 ～ 平成28年 7 月 30 日
田中 博幸	平成28年 7 月 31 日
株式会社 嶋活 代表取締役 木嶋 清	平成28年 8 月 1 日 ～ 平成28年 8 月 2 日

期日前同職務代理者

氏名	期間
大城 初男	平成28年 7 月 26 日 平成28年 7 月 27 日 平成28年 7 月 31 日
田中 博幸	平成28年 7 月 28 日 ～ 平成28年 7 月 30 日
古川 宰也	平成28年 8 月 1 日 ～ 平成28年 8 月 2 日

那覇市選挙管理委員会告示第 37 号
平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
掲 示 済

投票所について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の投票の場所について、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

投票所に充てた施設の名称	所 在 地
那覇市選挙管理委員会 (那覇市役所本庁舎 12 階)	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第 38 号
平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
掲 示 済

投票管理者及び同職務代理者の住所・氏名等について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における那覇市投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について、漁業法施行令第 5 条第 5 項及び第 9 条において準用する公職選挙法施行令第 25 条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

投票管理者	同職務代理者
古川 宰也	與那嶺 高人

那覇市選挙管理委員会告示第 39 号
平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
掲 示 済

投票所の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙についての投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について、漁業法施行令第 6 条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

投票所	投票所を 開く時間	投票所を 閉じる時間	備 考
那覇市選挙管理委員会 (那覇市役所本庁舎 12 階)	午後 1 時 00 分	午後 5 時 00 分	繰下 6 時間 繰上 3 時間

那覇市選挙管理委員会告示第 40 号
平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票の場所及び日時について、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 64 条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- 1 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会
- 2 日 時 平成 28 年 8 月 3 日（水）午後 8 時

那覇市選挙管理委員会告示第 41 号
平 成 2 8 年 7 月 2 5 日
掲 示 済

開票管理者及び同職務代理者の住所及び氏名等について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における那覇市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について、漁業法施行令第 5 条第 5 項及び第 9 条において準用する公職選挙法施行令 68 条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

開票管理者	同職務代理者
古川 宰也	與那嶺 高人

那覇市選挙管理委員会告示第 42 号

平 成 2 8 年 7 月 2 5 日

掲 示 済

開票立会人のくじを行う日時及び場所について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票立会人として届け出のあった者が 10 人を超える場合のくじを行う日時・場所について、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 62 条の規定により次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

1 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

2 日 時 平成 28 年 7 月 29 日 (金) 午後 5 時 30 分

那覇市選挙管理委員会告示第 43 号

平 成 2 8 年 7 月 2 5 日

掲 示 済

投票を行わないこととなった旨について

平成 28 年 8 月 3 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員一般選挙について、届出のあった候補者が当該選挙における定数を超えないため、漁業法第 94 条の規定において準用する公職選挙法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないことを告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会告示第 44 号

平 成 2 8 年 8 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 28 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 45 号

平 成 2 8 年 8 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 28 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局